

午後1時0分 再開

▼○議長（田中直文）▽ 会議を再開いたします。

1 番坪内議員。

〔1 番 坪内涼二 質問席〕

▼○1 番（坪内涼二）▽ 政友クラブの坪内涼二です。本日は、若年層の投票率向上に向けた取り組みについて、選挙公報の音声化について、そしてJR三江線の鉄道資産の今後について、伝統工芸品である石見根付を生かした地域活性化について、以上の4つの項目について質問をしてみたいと思います。よろしくお付き合いのほどをお願い申し上げます。

まず、若年層の投票率向上に向けた取り組みについて、大きな1番、投票立会人の若年層の登用についてということで質問したいと思います。

この若年層の投票率向上に向けた取り組みについてですけれども、選挙権年齢の引き下げ、いわゆる18歳選挙権が昨年7月の第24回参議院議員通常選挙から適用をされました。ことし10月には第48回衆議院議員総選挙が行われ、●抽出調査●による投票率は18歳は50.74%、19歳は32.34%となり全体の投票率53.68%を下回り、第24回の参議院選挙と同様に低調な投票率となりました。

19歳の有権者は大学生等が多く、住民票を実家に残したまま親元を離れることが、投票率の低下の要因ではないかと考えられています。総務省も、主権者教育や不在者投票制度の周知に取り組む意向を表明をしています。

江津市議会では、11月に実施しました議会報告会で、初めて教育機関での議会報告会を実施しました。ポリテクカレッジ島根、そして江津高等学校の2校で実施し、選挙管理委員会事務局から選挙制度についての説明を行っていただいた後、議会から議員の役割や議会の仕組みについて説明、意見交換を行いました。

江津高校においては、これから江津をどんな街にしたいかというテーマでワークショップも行い、主権者教育の推進に少なからず寄与したものと考えています。選挙管理委員会においては、既に選挙制度についてお知らせする出前講座などを通して、市内各校でそういったことを実施をしているところではありますが、引き続き、選挙管理委員会と議会が連携してこういった取り組みをしていく必要があると思います。

さて、本市の若年層の投票率については、平成28年3月及び6月議会の一般質問でも取り上げております。そのときの答弁では、若年層の投票率が極めて低いという状況がわかっております。特に、20代の投票率がいずれの選挙においても30%程度で推移しているということで、極めて低調です。30代の投票率も全体の投票率から見ても低い状況にあります。18歳、19歳の投票率は、前回参議院選では37.03%、前回の衆議院では34.12%とこちらも低調です。こういった若年層の低投票率をどのように向上させていくか、しっかり検討し対応をとっていく必要があります。

まず最初の質問ですが、投票立会人に若年層を登用することについてです。議会が、市

民の皆様とりわけ若年層の方にとっても身近でわかりやすい議会であるために、役割を一層果たしていくことはもちろんであります。それは議会内で引き続き議論をしていく必要があります。一方で、選挙管理委員会の立場としましても、この若年層の低投票率対策にはしっかりと取り組んでいただかなければならない課題の一つであると考えます。これまでの答弁でも、啓発活動を重点的に行ってこられたわけですが、この低投票率の対策にはさらに踏み込んだ対応が必要ではないでしょうか。やはり、選挙に直接かかわることで興味、関心を持っていただくことが効果的であると考えます。

現在、各選挙の際の投票立会人には、地域でそれなりの立場の方、自治会や地域コミュニティの役員、婦人会といった方、年齢で言いますと私たちの世代より上の、経験を持った方が立会人として従事をされているように認識します。こういった方に加えて若者世代からも投票立会人を登用することで、若者が実際に選挙に向き合うことで関心を持ってもらう、若者世代から選挙にかかわる人が生まれることによって、その周りの若者も関心を持つきっかけになると考えます。この投票立会人に若年層を登用することに対して市の考えを伺います。

▼○議長（田中直文）▽ 市富選挙管理委員会委員長。

▼○選挙管理委員会委員長（市富保志）▽ お答えいたします。

選挙管理委員会といたしましては、これまで若年層の投票率向上に向け、新たに選挙権年齢に達する18歳に対して選挙制度に関する啓発の小冊子を個別に郵送したり、市内の高等学校で出前授業等を行うなどして、選挙に関心を持ってもらうための取り組みを行ってまいりました。先月は、議員御指摘のように、議会の皆様と一緒にポリテクカレッジ島根、江津高等学校において出前講座を行ったところでございます。また、先般執行された衆議院議員総選挙では、江津期日前投票所において初めて大学生を任用し、実際に選挙人名簿との照合や投票用紙の交付といった投票事務に従事していただきました。選挙終了後に本人に感想を聞きまして、今まで漠然と見ていた選挙が身近なものに感じるようになった、実際に期日前投票所で簡単に投票することができたので大学の友達に投票に行くよう勧めますという答えが返ってきました。

議員御質問の投票所の投票立会人に若年層を登用することにつきましては、選挙管理委員会の中で検討していかなければならないと考えております。

ただ、投票立会人は投票手続全般に立ち会うことになるために、地域の事情に明るい方が適任と考え、選任に当たっては、これまでの各地域のまちづくり協議会からの推薦をもとに選挙管理委員会決定し、本人の了解を得て依頼をしております。

▼○議長（田中直文）▽ 1番坪内議員。

▼○1番（坪内涼二）▽ 今、検討していかなければならないということで、ぜひ前向きに地域で若い方、活躍されておられる方もたくさんいらっしゃいますので、ぜひそういった方も立会人として従事していただければ関心が向いてくるんじゃないかなというふうに考えております。

次に、平成28年3月議会の一般質問においても、高等学校等への期日前投票所の設置を求めたところでございます。そのときの答弁では、高等学校等への期日前投票所の新たな設置については、選挙事務の要員確保あるいは経費の問題、実施する学校の選定や他校との均衡、日程等の調整などもろもろの問題があります、また高校生だからといって投票環境を整え、特別扱いするよりは通常の投票所へ出かけることが社会勉強の一環にもなるのではないかというふうに考えておりますと。よって現時点では、高等学校等への投票所の設置は考えておりませんというふうに答えておられます。

確かに、選挙管理委員会事務局なりスタッフの方が各校に出向き、投票立会人などを確保して期日前投票所の開設をしようとする御答弁のような問題点が出てくるというふうに思いますけれども、これら●期日前投票所●の開設に関することを、そもそも高校生などの若者に自分たちで設営に従事していただく、かかわってもらうことで多くの問題点が解決できるのではないのでしょうか。

選挙事務の要員、従事者を高校生などにやっていただくには、事前のレクチャーであったりそういったものが必要になってくるかと思っておりますけれども、高校生の行う作業としては、それほど難しい作業ではないというふうに考えます。実施する学校の選定については、全ての高等教育の施設において行えば、他校との均衡も解決ができると考えます。日程調整については、冒頭述べましたポリテクであったり江津高校との議会報告会の実施で感じたところであり思いますが、学校側としっかり協議ができていれば、●授業●の中で対応ができるのではないかなというふうに考えております。

衆議院の選挙は、突然解散が行われてこれに対応するというのはなかなか困難なことではないかなというふうに考えますけれども、参議院選挙であったり、統一地方選挙、また市長、市議会議員のダブル選挙においては日程というのがある程度固まって、時期がですね、固まっているというふうに思っております。そういった選挙を中心に、高校生などに期日前投票所を学校に設置して、選挙に従事していただくということを段階的にでも実施をしていくことで若年層の投票率向上に寄与するのではないのでしょうか。そういった取り組みをすることで、衆議院だったり、国政選挙の選挙に主体的に投票所に赴くことにもつながってくると思います。

前回の答弁で●言われた●、通常の投票所へ出かけることが社会勉強の一環という部分は、高校卒業後の選挙でも実践していただくことができるかというふうに思いますので、こういった考えで、高校等への期日前投票所の設置及び選挙事務における高校生などの若者の採用について市の考えを伺います。

▼○議長（田中直文）▽ 市富選挙管理委員会委員長。

▼○選挙管理委員会委員長（市富保志）▽ お答えいたします。

先ほど議員のおっしゃるように、期日前投票所の高等学校への設置ということに関しては、前回お答えしたように現在のところそこらあたりのことは考えてはおりません。

理由は先ほど議員がおっしゃったようなことであります。高校という限られた場所での

投票は、投票の秘密保持、それから投票の強要が懸念されるために、非常に難しいんじゃないかなというふうに思っております。

なお、高校生等の選挙事務従事につきましては、学校の許可があれば、希望されれば市内の期日前投票所や投票所での事務従事は可能であるというふうに考えております。

▼○議長（田中直文）▽ 1番坪内議員。

▼○1番（坪内涼二）▽ 前回の質問と同じような答弁ということで、投票環境を整えて特別扱いをするということは、それをしなくて投票率が上がるのであればする必要はないと思うんですけども、投票率という結果を見てなかなかそこに上がってこないというものに対して、何か対策をとらなければならないというときに有効ではないかということで御提案を申し上げておるところでございます。

大学等にも最近では設置がされてきておりますし、高校などでも期日前の投票所っていうのは進んできているところもあります。そういったところで、2番目に答えられた秘密保持とか投票の強要っていうのがどういように対策がとられているのかわかりませんが、既に導入をされている自治体というものもあるように思いますので、そういった先進事例を参考にしながら、投票率向上のためにこういったことが有効ではないかという議論をまたしていただいて、こういったことを検討をしていただければなというふうに思っております。

また、こういった問題については引き続き、私のほうも取り組んでまいりたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。はい。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

選挙公報の音声化について質問いたします。

目が見えない、いわゆる視覚障害者、全盲の方であったり、そういった方というのは、選挙公報という新聞のようなものが届いても内容を読むということ、読み解くことができないというふうに考えております。

有権者の皆様が等しく、候補者の政策であったり、情報、そういったものが届く環境を整備するということが、極めて重要なことではないかなというふうに考えております。国政選挙をなどでは、政権放送であったり、テレビなどで党首、政党の党首が出てきて討論をやったり、そういったことで情報を得るということは可能なんですけれども、地方自治体の市長であったり、議会議員の選挙になるとなかなかそういった情報がテレビを通しては入ってこないというふうに考えております。選挙公報であったり、候補者本人がつくるパンフレット、そういったもののウエートが大きいのではないかなというふうに考えております。地域に密着した、こういった市長や市議会議員の選挙においても、視覚障害者の皆様に選挙に関する情報が届くためにも選挙公報の音声化というものが求められると考えます。

音声化を実施する際には、選挙管理委員会事務局さんの負担というのが大きくなるということが予想されますけれども、候補者に協力をいただく形で速やかに原稿等を出していただく

など、そういった協力を求め、対応していくことで、音声化などは対応できるのではないかなというふうに考えております。ぜひこの音声化の実施によって全ての有権者に等しく情報が届く環境の整備が必要と考えますが、この点はいかがでしょうか。

▼○議長（田中直文）▽ 市富選挙管理委員会委員長。

▼○選挙管理委員会委員長（市富保志）▽ 選挙公報の音声化につきましては、現在導入する方向で検討を進めておりますが、ことし実施された他市の状況を問い合わせたところ、4月に●市長市議会議員選挙●を執行した出雲市及び松江市につきましては、立候補届の翌日から投票日までが約1週間と短いために、業者との選挙公報データのやりとりや氏名等の読みの確認など、ハードなスケジュールであったというふうに聞いております。また、県内では専門に取り扱う業者が松江市内にしかないために、公職選挙法で定める投票日の2日前までにお届けするには、より緻密なスケジュールでの対応が必要となります。本市におきましても、選挙公報の音声化を導入した場合には、立候補を予定されている皆様に選挙公報の原稿の提出期限厳守や聞き手に伝わりやすい表記など、御協力をお願いしていかなければならないというふうに考えております。

▼○議長（田中直文）▽ 1番坪内議員。

▼○1番（坪内涼二）▽ 今検討していただいておりますということで、最後にありましたように、立候補する側がしっかり対応するというのも必要ではないかなと思います。また一方で、そういう障害、視覚障害の方は期日前投票のほうをよく利用されるということで伺っておりますので、そういったところとの配慮、配るといっていい形じゃなくても、期日前投票所のほうに何かそういうことが対応ができるような形でもいいのかなというふうに思っておりますけれども、いずれにしても、視覚障害の方の御意向なんかも聞きながら、どういった形で進めていくのがいいのか、また御検討いただいております。

それでは次の、大きな質問の3番に移りたいと思います。

J R 三江線鉄道資産の今後についてということで、9月議会の一般質問で12番議員の質問でもありましたけれども、J R 三江線廃線に伴う鉄道資産の譲渡に関する問題、沿線自治体は県に交渉を委ねているという部分もありますけれども、この鉄道資産の譲渡に関する交渉の経過、状況についてお答えください。

▼○議長（田中直文）▽ 三木商工観光課長。

▼○商工観光課長（三木和彦）▽ 坪内議員御質問の交渉の状況についてお答えいたします。

鉄道資産の交渉につきましては、イニシャルコスト、ランニングコストと同様に島根県、広島県両県に委任しているため、両県を介して交渉を進めているところです。

J Rは、鉄道資産を当初、一括なら無償、それ以外は有償と提案されておりました。これまでの協議の中で、鉄道資産といたしましては、代替交通の運行に必要な資産と、地域振興に活用する資産、この2つに分類し交渉を進めた結果、代替交通の運行に必要な資産に

関し、条件を付して一部無償で譲渡するというところまで協議が進んできたところです。

本市では、代替交通の運行に必要な資産として、川平駅の一部と川戸駅の一部の譲渡を申し込んでいます。

▼○議長（田中直文）▽ 1番坪内議員。

▼○1番（坪内涼二）▽ 今、御答弁の中にありました地域振興に活用する資産のほうの交渉というのは、どうなっているかわかりますか。

▼○議長（田中直文）▽ 三木商工観光課長。

▼○商工観光課長（三木和彦）▽ 今交渉してるところは、代替交通に必要な資産というところで交渉しておりまして、地域振興に必要な資産というところについては、まだ交渉はしておりません。

▼○議長（田中直文）▽ 1番坪内議員。

▼○1番（坪内涼二）▽ 廃線後の鉄道資産活用による地域振興ということで伺って行くんですけども、現在、さまざまな活用策っていうのを他市町村を含めて、新聞報道等でもよく目にするところなんですけれども、本市の総合振興計画の中に、観光振興の具体的な取り組みとして、広域観光ルートの開発、それから市内の観光資源のネットワーク化というものが掲げられています。

三江線は、本市と邑智郡、広島県を結ぶ鉄道で、本市だけにとどまらずネットワーク化というのが形成されているというふうに考えることもできます。新たに一からそういったネットワークをつくり上げるというよりも既存のこういったものを活用して、最大限活用して観光振興に生かすことが総合振興計画にのっとった観光振興の施策であるというふうに考えます。

このような観点から、三江線が持つ広域的な観光ネットワークを活用して沿線自治体等と連携し、沿線地域、それから住民を巻き込み、観光振興を図っていくべきというふうに考えますけれども、この広域観光の観点から市の考えというのを伺います。

▼○議長（田中直文）▽ 三木商工観光課長。

▼○商工観光課長（三木和彦）▽ 議員御質問の三江線が持つ広域的な観光ネットワークを観光振興に生かすということについてお答えいたします。

第5次江津市総合振興計画の中で、広域的な観光資源のネットワーク化を掲げ、取り組んでいるところです。

三江線沿線地域につきましては、沿線6市町による三江線活性化協議会という組織が観光にも大きな役割を担ってまいりましたが、あくまでも三江線の利用増が目的であり、三江線が廃線となればこの協議会も解散する予定となっております。

しかし、ことしの9月に策定いたしました、三江線沿線地域公共交通網形成計画の中でも、観光を目的とした公共交通利用者の開拓を事業の一つとして掲げており、どのような形で取り組むのかは、協議会の委員だけでなく関係機関も含め協議をしているところです。

▼○議長（田中直文）▽ 1番坪内議員。

▼○1番（坪内涼二）▽ 県の交渉にしても、今の協議会のほうでも、なかなかまだ方向性というのが見えてないのかなというふうに感じました。9月議会一般質問で、12番議員の質問に対して、川戸駅、川平駅以外の鉄道資産については、有効活用策が具体化する場合はその都度協議に応じていただきたいとJR西日本に伝えるということで御答弁がありました。これから、廃線が目前に迫って、地域であったり民間のほうからもこの地域振興●等々●、観光振興を含めて、この三江線の鉄道資産活用をして何かを行いたいという声いろいろな挙がってくるように思います。川本町のほうでは、官民一体となって鉄道資産活用検討委員会が立ち上げられ、取得や活用方法について検討を重ねているところであります。

本市においても、この資産をどのように生かすのか、沿線地域や住民の皆様、民間を含めて、さまざまな活用に対する考えというものがあると思いますけれども、これらを市としてそれらの声に向き合って、どのように地域振興を図っていくのか伺いたいと思います。

▼○議長（田中直文）▽ 三木商工観光課長。

▼○商工観光課長（三木和彦）▽ 議員御質問の官民一体となり、鉄道資産活用について検討することについてお答えいたします。

他市町では、外部委員などを入れ、鉄道資産活用について検討されているところもあります。また、他市町での支援金について新聞報道がなされております。内訳といたしましては、資産を引き受けるに当たっての維持管理費とされていましたが、実際のところは、橋梁整備費、建物撤去費、除草費、関係する税相当なので、本来JRが行うべき維持管理や撤去を市町に任せようとするものです。また、こうした維持管理費につきましては、代替交通の確保に必要な資産が前提であり、JRが指定する範囲に限られます。それ以外の資産はあくまでも有償であり、草刈り等に対する経費の支給もないと現時点では聞いております。

代替交通の運行にも、今までなかった新たな負担増が見込まれる中で、廃線敷の維持管理は決して小さな額ではありません。

本市といたしましては、この面積がふえればふえるほど経常的な負担がふえると判断し、条件のよい必要最小限の資産のみ譲渡を提案してまいりました。したがって、こうした外部検討委員会の設置は、現在のところ考えておりません。

▼○議長（田中直文）▽ 1番坪内議員。

▼○1番（坪内涼二）▽ そういった民間を巻き込んだ組織等々については、現時点では考えていらないということ、きょうも新聞でそういった資産に関する記事が載っておりましたし、先般は江津高校の生徒さんの地域振興に向けた取り組みというのが、新聞で報道をされておりました。

今、江津市においては、鉄道廃線後の鉄道資産を生かした方向性というのがなかなか見えてこないというふうに、特に沿線住民の方は思われるんじゃないかなというふうに思いますし、他市のほうでは本当に新聞等の記事ですけれども、活用した方向性というの

が見えてきてるんじゃないかなというふうに思います。まずは、代替交通のほうの議論を優先するという、そういった方針だったかと思いますが、こちらのほうも一定のめどがついてきて、代替交通の実現というのは、もう方向性は見えてきているんじゃないかなと思うんですけれども、もう3月が迫る中で、4月以降、この鉄道資産がどのようになっていくのかという地域であったり、民間の皆様は何といいますか、心配というか、どうなっていくんだろうということを市としても、民間の側からいうと市の側が窓口になるんじゃないかなというふうに思いますので、こういった民間や地域の皆様の声、そういった人、またメンバーを巻き込んでこの具体的な活用策の声が上がってくるかと思うんですけれども、そういった声に対して本市としてどのように対応していくのか、伺いたいと思います。

▼○議長（田中直文）▽ 三木商工観光課長。

▼○商工観光課長（三木和彦）▽ 議員御質問の具体的な活用策に対する本市の対応についてお答えいたします。

三江線廃止決定以降、鉄道資産に関する御意見、御提言を住民代表、事業者、個人など、さまざまな皆様からお聞きしているところです。

資産の譲渡につきましては、JRは3月31日までは個人を交渉の相手としないと言われております。JRの資産ですから、交渉相手を決めるのは自由であり、公共を優先する配慮からだとは思われますが、来年の4月1日以降になれば、資産の交渉相手に個人を含めるかどうか、また個人への譲渡ができるかどうかまでは未定との回答をいただいております。

三江線全線で108kmあり、江津市だけでも27.1kmありますので、今後想定されていないさまざまな問題が出てくるのではないかと考えられますが、必要に応じ、しかるべき相手と交渉すべきだと考えております。また、個人の土地を広げたいから隣接の鉄道用地を譲渡してもらいたいというような場合は、基本的に民民の取引になりますので、問い合わせの仲介等はさせていただきたいと考えております。

▼○議長（田中直文）▽ 1番坪内議員。

▼○1番（坪内涼二）▽ 繰り返しになりますけれども、廃線が3月末ということで、近づいてきている中で、廃線後の鉄道資産だったり、跡地がどういうふうになっていくのかというの、近隣の住民のみならず、多くの市民の方が注目をするところではないかと思っております。本市が今、代替交通にかかわる鉄道資産のみの譲渡でJRと交渉をしているということなんですけれども、譲渡を受けない場合も、廃線後の鉄道資産というのはその場に残るわけでありまして。こういったものを災害のときもそうなんですけれども、そのままに放置しておくといひますか、けもの関係とかで地域沿線住民の生活に影響を与えてくることも予想がされるのではないかと考えます。住民生活というのを守って、維持していく責任を負う行政として、いま一度本市の鉄道資産の譲渡に対する考え方とそれによって沿線住民の生活に与える影響について伺いたいと思います。

▼○議長（田中直文）▽ 三木商工観光課長。



▼○商工観光課長（三木和彦）▽ 議員御質問の廃線後の鉄道資産のあり方についてお答えいたします。

J Rが管理する鉄道資産につきましては、J Rが責任を持って管理してもらいたいと申し入れをしております。地元説明会でも畑と隣地の除草などに関する質問をいただきました。廃線になればもっと粗雑になることを心配されているのではないかと思います。4月以降、J Rがどのような管理の仕方をするのかわかりませんが、問題があれば、住民の皆様のお考えを受けとめ、J Rに働きかけていきたいと考えております。

また、廃線に当たり、トンネルの封鎖や危険地域への立入禁止措置など、敷地内における事故の防止についてもしっかり伝えていきます。

先ほども申し上げましたが、J Rが管理する資産につきましては、J Rがしっかり管理していただきたいと今まで同様に伝えてまいりたいと考えております。

▼○議長（田中直文）▽ 1番坪内議員。

▼○1番（坪内涼二）▽ なかなかJ Rという相手があるということなので、市のほうにそういったことを伺っても、答弁が難しいところもありますし、まだ交渉の段階であるのでなかなか市民の皆さんにお伝えできる状況じゃないなというところを感じたわけですが、繰り返しになりますけれども、3月末には廃線になって、4月以降それらは当面の間は放置といいますか、されるわけです。こういったものが近隣の住民に与える影響っていうのも考えながら、活用等についても、私としては民間、さまざまな意見を持った方、これを集約していくっていうのはなかなか大変な作業だと思うんですけども、いろんな声が上がってきているのも耳にしますので、どれかを実現してどれかを実現しないというのは難しい作業だと思いますけれども、本市であったり、この沿線の地域にとって、この資産を活用して何が、どういう形で地域振興を図っていくのがよりよいのかというのをまた全体で検討していく必要があるのかなというふうに思います。そういったことを引き続き、担当課のほうにはお願いをいたしたいなというふうに思っております。

それでは次に、4番、伝統工芸品である石見根付を生かした地域活性化について質問をしたいと思っております。

先般、新聞報道でもありましたけれども、本市在住の彫刻家、田中俊晞氏が文部科学大臣賞というものを受賞されて、山下市長に対しても報告がありました。この石見根付というのは、県のふるさと伝統工芸品というものになっとなって、地域の守るべき文化、資産ではないかなというふうに思っております。この石見根付については、故七田眞氏より本市に寄贈された石見根付というものが、島根県立石見美術館において保管され、毎年展示会が開催されているというふうに聞いております。寄贈の経緯を含めて、寄贈後の石見根付というものがどのように活用されているのか伺います。

▼○議長（田中直文）▽ 富金原社会教育課長。

▼○社会教育課長（富金原昭久）▽ 国外に熱心な収集家が多い根付なんですけど、この石見地方にも清水巖の創作に代表される石見派の根付として知られてきました。故七田眞氏

がこの石見根付の独特の文化に着目されて、独自に研究されるとともに、各地に散在した作品をみずからの私財を投じて、40約年にわたり収集されてきました。七田眞氏が収集されて、江津市に寄贈されています石見根付163点につきましては、江津市ではこれらを常設展示する施設がないため、現在、益田市にあります島根県立石見美術館に寄託している、いわゆる預けている状況です。

議員御質問の県立石見美術館での展覧会開催状況ですが、平成21年に寄託されて、毎年1回は開催されており、本年は5月31日から8月7日まで「石見根付を愉しむ」と題したコレクション展において、全34点の展示のうち、寄託分26点が展示されておりました。入場者数につきましては、常設展と同時に複数の企画展が開催されており、単独の正確な人数というのは出ないということなのですが、毎回二、三千人の方が来場されているとこのことをございました。

▼○議長（田中直文）▽ 1番坪内議員。

▼○1番（坪内涼二）▽ 御答弁いただいたように、本市においては、寄贈されたものを市民や訪れる人に対して、展示を通して発信ということはないということで、この点については大変残念に思うところでありますけれども、関係者の方を中心に地元での展示というものを求める声も大きいように思います。こういった声を行政のほうも把握をされているのではないかなと思いますけれども。石見根付という文化そのものを知らない、関心がないというそういう人も市民の中には多いのではないかなというふうに考えています。だからといって関心がない人が多いから、地元で展示する必要がないというふうにはならないというふうに思っております。地元展示を通して、この石見根付の文化が広く市民であったり、また市内外の人に知っていただくためにも、地元展示の機会が必要ではないかと考えますけれども、この点いかがでしょうか。

▼○議長（田中直文）▽ 三木商工観光課長。

▼○商工観光課長（三木和彦）▽ 地元展示についての考え方はすけれども、まずパレット江津というところは念頭に置かれて発言されたんだと思います。パレット江津での展示ということにつきましては、石見根付を展示するショーケースなど、展示用備品や設備を備えておりません。また、不特定多数の利用者によるパレット江津において、常設展示ということになれば、防犯対策も検討するなど大きな課題がありますので、現時点ではパレット江津で展示するのは困難かと考えます。

▼○議長（田中直文）▽ 富金原社会教育課長。

▼○社会教育課長（富金原昭久）▽ 教育委員会としては、美術館として考えたときとし御答弁いたします。江津市にある、例えば今井美術館で行うとすると、まず石見根付を展示できるショーケースがないため、他の施設から借用する必要があります。根付自体は小さいものですが、展示するとなると小さいケースでは盗難や破損等のおそれもありますので、ある程度の大きさが必要です。先ほどお答えした石見美術館での展示においても、直径1メートル、高さ2メートル程度の円筒形のガラスケースを使って、数点ずつ展示され

ておりました。

このように、ケースの運搬、警備等の問題もあり、経費の面も考えなければなりません。ただし、この根付を多くの人に見てほしいという故七田眞氏の意味でもありますので、今後も検討していかなければならないと考えてはおります。

▼○議長（田中直文）▽ 1番坪内議員。

▼○1番（坪内涼二）▽ 今、パレットでの展示ということで、常設展示という言葉があったんですけども、必ずしもそこにこだわる必要はないのかなというふうに思います。石見美術館のほうでも期間限定といいますか、期間を区切って展示をしています。

設備の関係については、なかなかクリアしていく課題があるかと思えますけれども、先ほど社会教育課長がお答えになられたように、やはり寄贈していただいた個人の意思というものがありますので、ここをやっぴり大事にして、地元で展示ができる、期間限定でも展示していくような動きっていうのは加速していただきたいなというふうに思っております。また、関係者の皆様なんかとそういったことが取り組めるように前向きに検討していただきたいなというふうに思うところであります。

今、地元展示に対する答弁を伺ったんですけども、石見根付に限りませんが、こういった地域資源というのは、観光の観点、文化振興、ふるさとキャリア教育の素材として生かすことができるというふうに思っております。

先ほども述べたんですけども、この石見根付に関して言うと、やはり関係者の方以外においては、なかなか地域の守るべき文化財、資産としての認識がやっぱり薄いように感じます。私自身もこういった地域資源、文化財があるということは成人をしてから知ったわけでございますけれども、資産、文化財を有する地域として、これらの資産を地域の活性化に生かしていく必要があると思えますけれども、この点はいかがでしょうか。後継者の育成等も含めて、お答えをいただけたらなと思えます。

▼○議長（田中直文）▽ 三木商工観光課長。

▼○商工観光課長（三木和彦）▽ 議員が話されましたように、石見根付はすばらしい文化的価値だと認識しております。ただ、今すぐ観光振興として活用するのは正直難しいと考えております。

今後、民間や教育委員会等で、展示など実施する計画があれば、観光協会など関係機関と連携してPRに努めてまいりたいと考えております。

▼○議長（田中直文）▽ 富金原社会教育課長。

▼○社会教育課長（富金原昭久）▽ 教育委員会としての石見根付を文化振興等にどのように活用していくのかということですが、ふるさと教育としましては、現在、市内小学校3年生からの社会科の授業の副読本として、「わたしたちの江津」という江津市教育研究会で作成されたものを使っておりますが、この中で石見の彫刻家、清水巖と根付について紹介しております。

それから、江津の文化発展に尽くしている人の一人として、先ほど名前も出ました嘉久

志町の彫刻家、田中俊晞氏の石見根付の復活に努められておられることを紹介しているところですが、清水巖の作品としては、市内では1点だけ、市指定文化財になっておりますが、これが伝統工芸として古くから技術が受け継がれてきたものというものではないため、あくまで個人として技術の研究をされているというのが現状だと思います。

今後は、江津市文化協会との連携をとりながら、一つの芸術として振興策など検討できればなと思っております。

以上です。

▼○議長（田中直文）▽ 1番坪内議員。

▼○1番（坪内涼二）▽ 後継者の部分、ここでやらせていただく、ごめんなさい。

先ほどの質問にも関連するんですけども、この地域の宝というのを次世代に継承していくということも考えていかなければならないと思います。その上で、後継者の育成だとか、こういった文化に子供たちがふれていっていただいて、伝承していくということが重要ではないかと思っております。後継者育成と合わせて、石見根付の継承に対する考え方及び取り組みについて伺います。

▼○議長（田中直文）▽ 富金原社会教育課長。

▼○社会教育課長（富金原昭久）▽ 議員御質問の継承に対する考えと取り組みということですが、先ほど御紹介した彫刻家の田中俊晞氏が石見根付の技法を研究されております。教育委員会としては、先ほど申し上げましたとおり、伝統工芸として古くから技術が受け継がれてきたものではないというところから、現時点ではいわゆる伝統技術の継承に対する取り組みというのは考えておりません。

ただ、この石見根付制作への情熱、それから後継者に引き継ぐためには、例えば石見根付教室といったようなものを検討していただいて、市民が触れ、親しんでもらう機会をつくるのも1つの取り組みになるのではないかと考えます。

以上です。

▼○議長（田中直文）▽ 1番坪内議員。

▼○1番（坪内涼二）▽ 石見根付に限らず、地域のこういった大切な財産、文化、宝を次世代に引き継ぐことが重要です。途絶えてしまったら、これを復活させるのはとても困難な、難しいことだというふうに考えています。そうならないためにも、継承、次世代に引き継ぐ取り組みを行政としてもしっかりと支援していただくことを求めて、一般質問を終わりたいと思っております。ありがとうございました。

▼○議長（田中直文）▽ 1番坪内議員の一般質問を終わります。

この際、しばらく休憩いたします。

再開は午後2時ちょうどいたします。

午後1時47分 休憩